

最高裁秘書第1079号

令和3年4月12日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村

慎



司法行政文書開示通知書

令和3年2月6日付け（同月8日受付、第020928号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

平成16年3月26日付け最高裁判所事務総局民事局第一課長、家庭局第一課長事務連絡「担保物権及び民事執行制度の改善のための民法等の一部を改正する法律等の施行に伴う供託事務の取扱いについて」（片面で3枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

担保物権及び民事執行制度の改善のための民法等の一部を改正する法律等の施行に伴う供託事務の取扱いについて

平成16年3月26日高等裁判所事務局長、地方裁判所事務局長、家庭裁判所事務局長あて民事局第一課長、家庭局第一課長事務連絡

標記事務の取扱いについて、法務省民事局商事課長から、民事局第一課長及び家庭局第一課長あてに、別添のような連絡がありましたから、参考のためお知らせします。

なお、この文書に添付されている法務省民事局長通達中、民事執行法及び民事保全法の改正により創設された、相手方を特定しないする仮処分、保全処分等に関する部分においては、その発令の際の担保提供の方法の一つである供託事務の取扱いが定められています。この点、担保提供の方法の他の一つである支払保証委託契約における同契約書中の担保不動産権利者の表記についても、この通達の第1の2記載の内容に準じたものとする方向で検討している旨、全国銀行協会等関係団体から連絡を受けていますので、併せてお知らせします。

おって、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所から連絡してください。

(別添)

法務省民商第783号
平成16年3月19日

最高裁判所事務総局
民事局第一課長 殿

法務省民事局商事課長

「担保物権及び民事執行制度の改善のための民法等の一部を改正する法律等の施行に伴う供託事務の取扱いについて（通達）」の発出について

当局長から標記通達が別添1のとおり発出されましたのでお知らせします。

また、当課作成に係る「給与債権の執行供託について（執行供託の記載例）」（別添2）を法務局民事行政部供託課長及び地方法務局供託課長あて送付しましたので、併せてお知らせします。

(別添1)

法務省民商第782号
平成16年3月19日

法務局長 殿
地方法務局長 殿

法務省民事局長

担保物権及び民事執行制度の改善のための民法等の一部を改正する法律等の施行に伴う供託事務の取扱いについて（通達）

担保物権及び民事執行制度の改善のための民法等の一部を改正する法律（平成15年法律第134号。以下「改正法」という。）及び担保物権及び民事執行制度の改善のための民法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成16年政令第45号。以下「改正政令」という。）が本年4月1日から施行されることとなりましたので、これに伴う供託事務の取扱いについては、下記の点に留意するよう、貴管下供託官に周知方取り計らい願います。

なお、本通達中、引用する条文は、特に「旧」の文字を冠したものを除き、すべて改正法又は改正政令による改正後のものです。

記

第1 相手方を特定しないでする仮処分、保全処分等

1 相手方を特定しないでする仮処分、保全処分等の制度の創設

占有移転禁止の仮処分命令であって、係争物が不動産であるものについては、その執行前に債務者を特定することを困難とする特別の事情があるときは、裁判所は、債務者を特定しないで、これを発することができることとされた（民事保全法（平成元年法律第91号）第25条の2第1項）。

また、不動産の価格を減少させ、若しくは減少させるおそれがある行為若しくは不動産の売却を困難にする行為をし、又はそれらの行為をするおそれがある占有者に対して不動産の占有解除等を命ずる保全処分若しくは公示保全処分（以下「売却のための保全処分等」という。）の決定について、当該決定の執行前に相手方を特定することを困難とする特別の事情があるときは、執行裁判所は、相手方を特定しないで、これらを発することができることとされた（民事執行法（昭和54年法律第4号）第55条の2、第55条、第68条の2、第77条、第187条）。

これらの裁判所の決定を得るため担保を立てなければならないときは、供託する方法によることができる（民事保全法第14条、第4条、民事執行法第55条第4項、第68条の2第1項、第77条第2項、第187条第5項、第15条第1項）。

2 相手方を特定しないでする仮処分、保全処分等のための供託書

相手方を特定しない占有移転禁止の仮処分及び売却のための保全処分等のための供託については、供託書の「被供託者の住所氏名」欄に「「裁判所の名称及び件名等」欄記載の事件の決定の執行の時において「備考」欄記載の不動産を占有する者」の例により記載し、「裁判所の名称及び件名等」欄の「債務者」又は「被申請人」として「被供託者」と記載し、また、「備考」欄に不動産の表示を記載するものとする。

第2 差押禁止債権の範囲の改正

改正法による改正前の民事執行法（以下「旧法」という。）では、旧法第143条に規定する債権執行又は同法第193条第1項に規定する一般の先取特権の実行若しくは行使に係る事件において、「債権者が国及び地方公共団体以外の者から生計を維持するために支給を受ける継続的給付に係る債権」（旧法第152条第1項第1号）及び「給料、賃金、俸給、退職年金及び賞与並びにこれらの性質を有する給与に係る債権」（同項第2号）を差し押さえるときは、請求する債権の種類を問わず、その支払期に受けるべき給付の4分の3に相当する部分（その額が改正政令による改正前の民事執行法施行令（昭和55年政令第230号。以下「旧令」という。）第2条に定める額を超えるときは、同条で定める額に相当する部分）は、差し押さえてはならないこととされていた（旧法第152条第1項、第193条第2項）。また、「退職手当及びその性質を有する給与に係る債権」を差し押さえるときには、その給付の4分の3に相当する部分は、差し押さえてはならないこととされていた（旧法第152条第2項、第193条第2項）。

1 差押えが禁止される継続的給付に係る債権等の額の改正

改正政令により、支払期が毎月と定められている債権に係る差押えが禁止される債権の額の上限が21万円から33万円に引き上げられるなど、旧令第2条に定める額が改正された。

なお、改正政令の施行日（平成16年4月1日）前に申立てがされた事件における差し押さえてはならない債権の部分の額については、改正政令による改正後の民事執行法施行令第2条の規定にかかわらず、なお従前の例によることとされている（改正政令附則第2条）。

2 扶養義務等に係る金銭債権を請求する場合の特例

改正法により、債権者が民法（明治29年法律第89号）第752条の規定による夫婦間の協力及び扶助の義務、同法第760条の規定による婚姻から生ずる費用の分担の義務、同法第766条（同法第749条、第771条及び第788条において準用する場合を含む。）の規定による子の監護に関する義務及び同法第877条から第880条までの規定による扶養の義務に係る金銭債権（以下これらを「扶養債権等」という。）を請求する場合における民事執行法第152条第1項及び第2項の規定の適用については、これらの規定中「4分の3」とあるのは、「2分の1」とすることとされた（同法第152条第3項）。

3 差押えの金額が異なる差押えが競合した場合の供託書の記載

民事執行法第152条第1項又は第2項の債権について、扶養債権等に基づく差押えとそれ以外の差押えが競合し、各差押えの金額が異なる場合において、これらの差押えの金額のうち最も多い金額の供託をするときは、供託書の「法令条項」欄に「民事執行法第156条第1項、第2項」と記載するものとする。

改正政令の施行日前に申立てがされた差押えと施行日後に申立てがされた差押えが競合し、各差押えの金額が異なる場合において、これらの差押えの金額のうち最も多い金額の供託をする場合も、同様とする。

第3 滌除の制度の改正

抵当権実行前の滌除権者への通知義務（改正法による改正前の民法（以下「旧民法」という。）第381条）及び抵当権者の増価買受義務（旧民法第384条第2項）が廃止された。また、滌除の制度の名称が「抵当権消滅請求」に改められた（民法第378条）。

これらの改正においては、供託の根拠条文が旧民法第378条から民法第386条に改められたほかは、供託事務の取扱いに特段の変更はない。

なお、改正法の施行前に旧民法第383条の書面が同条に規定する債権者の全員に到達した場合における当該抵当不動産についての旧民法第378条の規定による滌除については、改正法による改正後の民法の規定にかかわらず、なお従前の例によることとされた（改正法附則第4条）。

したがって、改正法施行前に旧民法第383条の書面が同条に規定する債権者の全員に到達したが、その後1月以内に債権者から増価競売の請求がされない場合に抵当不動産の第三取得者がする供託については、供託書の「法令条項」欄に「備考欄のとおり」と、「備考」欄に「担保物権及び民事執行制度の改善のための民法等の一部を改正する法律附則第4条、同法による改正前の民法第378条」と記載するものとする。

（別添2）省略